

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （電子申告関係部分）

Ⅱ 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ②社会保険に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ③国税 | （個別分野の手続） |
| ④地方税 | （個別分野の手続） |
| ⑤補助金の手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑥調査・統計に対する協力 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ⑧商業登記等 | （個別分野の手続） |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | （個別分野の手続） |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

（3）取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

（4）削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
- ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。

2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。

3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の一層の推進
- ② e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

国税・地方税の情報連携

- 国・地方間では、従前から、納税者利便の向上や国・地方双方の税務行政の効率化等を図る観点から、税務に係るデータ連携を積極的に実施。
- これにより、国税・地方税間では、ワンストップ化・ワンズオンリー化等が進んでいる。例えば、国に提出された所得税確定申告書（書面及びe-Tax）の情報はすべて地方にデータで送信されている状況。

国
税
当
局

申告所得税関係 所得税確定申告書の所得金額等の情報（平成23年1月オンライン化）

源泉所得税関係 源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報（平成29年6月提供開始(オンライン)）

法人税関係 法人税確定申告書の所得金額等の情報（光ディスクにより提供）

法定調書関係 利子・配当等の支払調書等の情報（平成25年5月オンライン化）

所得税関係 所得控除や合計所得金額の変更に係る情報(扶養是正情報等)（平成25年6月オンライン化）
地方団体が受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に引継（平成29年1月オンライン化）

（注）未対応の地方団体あり

地
方
税
当
局

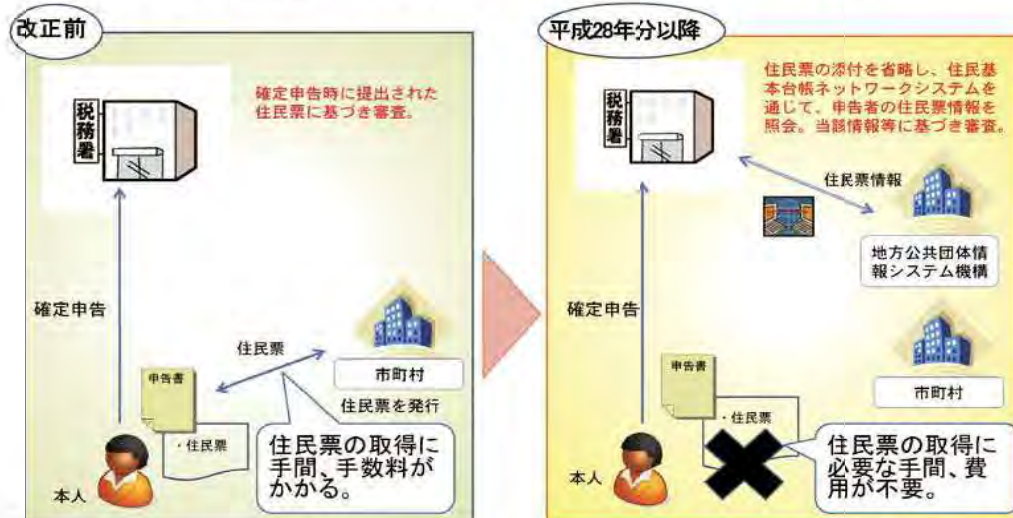
- また、近年、納税者利便の一層の向上のため、以下のように、従来の手続や運用の見直しも行いつつ、国税・地方税に共通するデータを一括提出できる仕組み等の検討・整備に取り組んでいる。
 - ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化（平成29年1月開始）
 - ・ 法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて総務省と検討中）
 - ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて総務省と検討中）

行政機関間の情報連携（その他の取組）

- 国税手続における主要な添付書類（他の行政機関が発行するもの）は住民票、登記事項証明書、戸籍。
 - ① 住民票については、国・地方の情報連携により、住宅ローン控除申告（年間約60万件弱※）等における添付省略を実現。（平成28年分確定申告以降）
 - ② 登記事項証明書（商業）については、法務省との情報連携により、法人設立届出書（年間約10万件強※）等における添付省略を実現。（平成29年4月1日以降）
- （参考）登記事項証明書（不動産）については、政府方針（「デジタル・ガバメント推進方針」）において、法務省のシステム更改（平成32年度予定）にあわせ、行政機関間の情報連携を可能とするよう取り組むこととされている。
- ③ 戸籍については、法務省において新たな戸籍情報システムに係る検討が行われているところ（平成35年度末の運用開始予定）。その検討状況を踏まえ、情報連携の可能性について検討。
- 今後とも、関係機関と協力し、行政機関間の情報連携を通じて、税務手続に係るワンスオンリー化等を推進。

※添付省略化した直前3年間の件数の概数

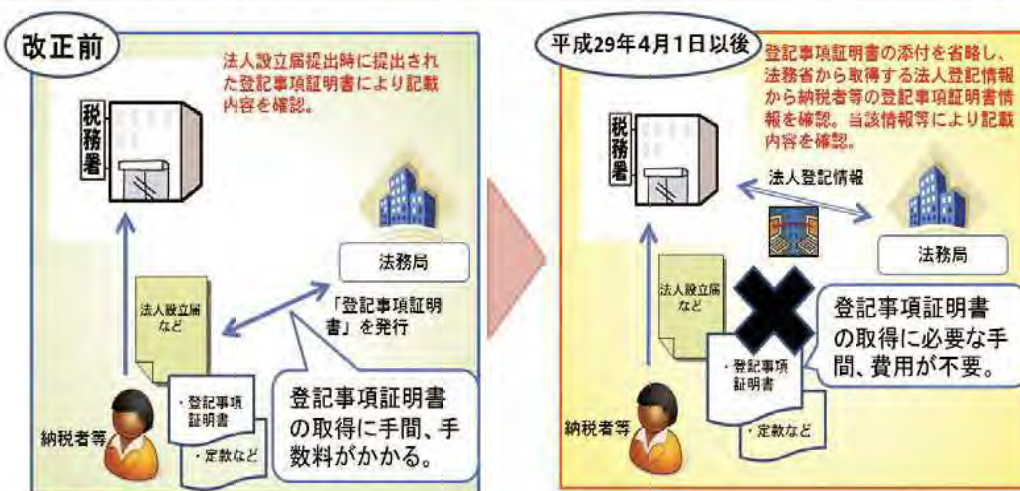
確定申告時の添付書類（住民票）の省略（27年度税制改正）



住民票添付省略の対象となる特例

【所得税】住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
 【贈与税】贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
 【相続税】小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等取得した者

法人の設立届出書等の提出時における登記事項証明書の添付省略（29年度税制改正）



対象手続

・内国普通法人等の設立の届出 ・外国普通法人となった旨の届出 ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出 ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 ・酒類業組合等の成立の届出 ・酒類業組合等の解散の届出 ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出
 （注）事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

電子帳簿等とスキャナ保存

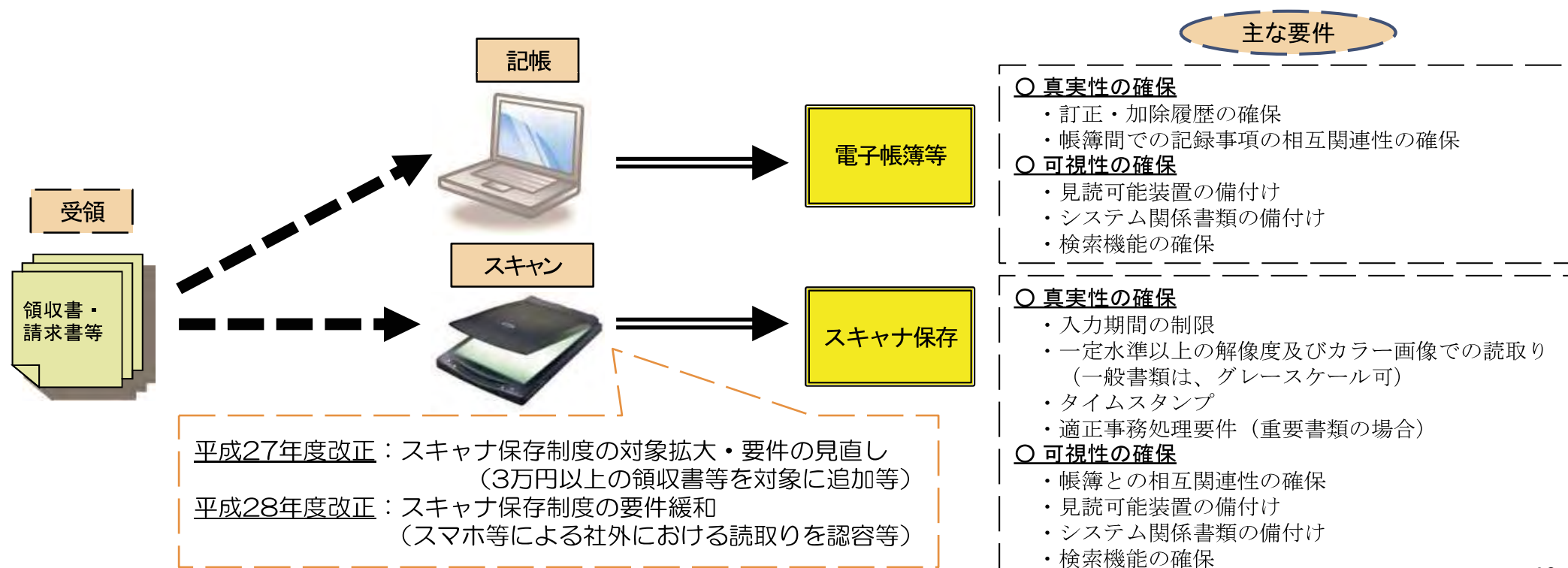
- 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

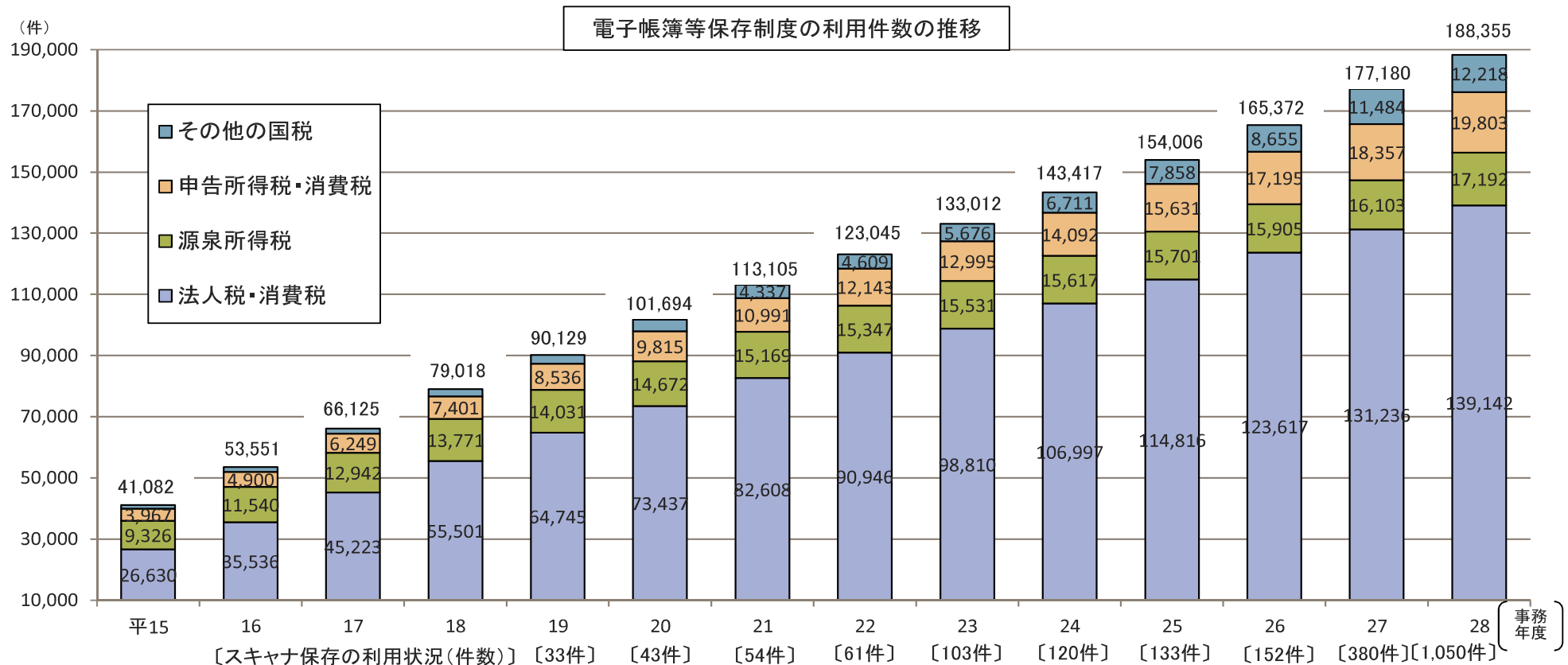
・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。



電子帳簿等保存制度の利用状況

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

国税の納付のキャッシュレス化推進

- 国税の納付については、納税者のニーズを踏まえ、口座振替、電子納税、クレジットカード納付、コンビニ納付といった多様な納付手段を整備してきたところ。
- 窓口での現金納付は、納税者にとって手間がかかるほか、税務署窓口の収受については、現金管理等の行政コストも生じる。経済社会のキャッシュレス化が進展する中、今後とも納付手段の利便性向上を図りながら、国税の納付のキャッシュレス化を推進する必要。

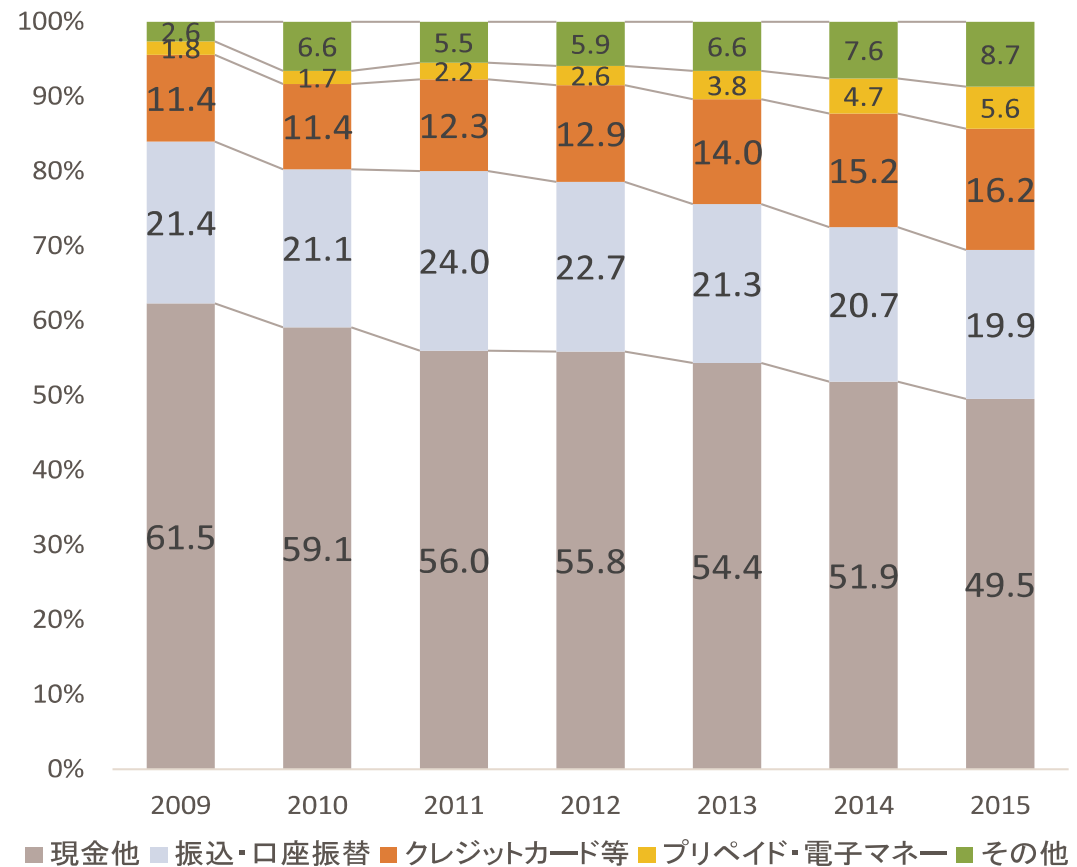
納付手段別の納付件数（平成28（2016）年度）

納付手段	納付件数 (万件)	割合 (%)
窓口での現金等による納付	3,334	75.6
金融機関窓口	3,175	72.0
税務署窓口	159	3.6
コンビニエンスストア納付 ^{注1}	170	3.9
クレジットカード納付 ^{注2}	5	0.1
口座振替（個人のみ利用可）	608	13.8
電子納税	290	6.6
ネットバンキング等	194	4.4
ダイレクト納付	96	2.2
合計	4,407	100.0

（注1）コンビニでの納付は納付税額は30万円以下のみ。

（注2）クレジットカード納付は平成29年1月から開始（納付税額1,000万円未満のみ）。上記は1月から3月までの数値。

個人消費に占める決済手段のシェア



（注）「クレジットカード等」は、「クレジットカード」と「デビットカード」のシェアの合計値。

「その他」は、「ペイジー」、「コンビニ収納」と「代金引換」のシェアの合計値。

（出所）クレディ・セゾン決算説明会資料より財務省作成